

議案第167号

大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の変更の同意について

阪神高速道路株式会社が大阪府道高速大阪池田線等に関する事業を次のとおり変更することについては、同意する。

1 改築に係る工事の追加

大阪府道高速大阪松原線（喜連瓜破付近）に関する特定更新等工事（改築）の内容

別記のとおり

2 料金の徴収期間の変更

変 更	現 行
平成18年4月1日から 平成74年9月18日までとする。	平成18年4月1日から 平成62年9月30日までとする。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の改築に係る工事を追加すること及び料金の徴収期間を変更することについて、別紙のとおり阪神高速道路株式会社から同意を求めてきたので、道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項の規定により、この案を提出する次第である。

大阪府道高速大阪松原線（喜連瓜破付近）に関する特定更新等工事（改築）の内容

- (1) 路線名 大阪府道高速大阪松原線
- (2) 工事の区間
 (イ) 工事の区間 大阪府大阪市平野区喜連西から
 大阪府大阪市平野区瓜破西まで
 (ロ) 延長 0.2 キロメートル
- (3) 工事方法
 (イ) 工事の概要 橋の架け替えを行い、構造全体を再整備する。
 (ロ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）
 (ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府大阪市平野区喜連西から 大阪府大阪市平野区瓜破西まで	60	0.2	

(ニ) 設計自動車荷重 245 k N（B活荷重）

(ホ) 車線の幅員 3.25 メートル

(ヘ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府大阪市平野区喜連西から 大阪府大阪市平野区瓜破西まで	4 車線	—	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離 しない区間		往復分離 する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	1.75	1.75	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 —

(リ) 中央帯の標準幅員 2.00メートル

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法 —

(4) 工事予算

23,766 百万円（消費税込み）

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手（予定）年月日 平成32年4月1日

②工事の完成予定年月日 平成39年3月31日

(別紙)

阪高計画 第20号
平成26年12月26日

大阪市長
橋下 徹 様

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長 山澤 俱和 印

大阪府道高速大阪池田線等の事業の変更について（同意申請）

平成18年3月31日付けで国土交通大臣の許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」を別紙のとおり変更することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づく許可を受けたいので、同条第7項において準用する同条第3項の規定に基づき、同意を求めます。

添付資料省略

(参 考)

道路整備特別措置法（抄）

（高速道路の新設又は改築）

第3条 省 略

2 省 略

3 会社は、第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第13条第1項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合に於ては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第7条第3項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合に於ては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

5 省 略

6 会社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路に於ては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第2項第1号、第2号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

8-10 省 略